

高知県社会的養育推進計画（後期計画）（案）の意見公募（パブリックコメント）へ寄せられた意見と対応について

1 意見公募期間 令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 2 月 10 日（月）

2 意見の数 2 団体及び個人 2 名から 14 件

3 意見の内容と意見に対する県の対応と考え方

①意見を踏まえ計画を修正：3 件 ②計画に既に盛り込んでいる：3 件 ③意見を踏まえ取り組む：6 件 ④その他（①～③以外）：3 件 （②、③の重複あり）

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する対応・考え方	
			対応	考え方
1	全体	地域の福祉関係機関等をつなぐキーマンとなるこども家庭センターについて、設置数の目標に加えて具体的な機能強化策を設定できればと感じる。	②	・こども家庭センターについては、第 5 章に市町村における支援体制の強化として、家庭支援事業の整備など機能の充実を記載しておりますので、原案のままとさせていただきます。
2	全体	国の方針に沿った形で、里親・ファミリーホームへの方向性は細かく打ち出されているが、児童養護施設の機能強化（小規模かつ地域分散化、多機能化など）については、少し寂しい内容と感じる（現状の維持もしくは若干の伸びしか示されていない）。	②	・第 4 章において児童養護施設の機能強化に関する記載をしているところですが、第 3 章のこどもの権利擁護の取組や、第 5 章の児童相談所及び市町村等の支援体制の構築の中でも、児童養護施設の役割（機能強化等）を記載しており、本計画全体を通じてその役割の重要性を明記しております。 ・また、計画の策定にあたっては、全ての児童養護施設を訪問し、今度の機能強化等について意見を交わしており、実態に則した記載となっております。
3	全体	計画（案）内の専門的用語について解説があれば、より広い層に対しても理解が進むのでは。	①	・ご意見を踏まえ、別冊として用語集を作成します。
4	第 3 章 (P5～)	自分が守られる権利や（子どもに関わるすべての人が子どもの権利を守る義務）守るべき義務とは何についてや、意見表明の仕方について権利ノートを利用しながら、どんな時に児童福祉審議会に意見を申し立てられるのかをこどもや里親は知っているのか。（R6 年度の申立件数 0 より）	③	・ご意見のとおり、児童福祉審議会への意見の具申については、令和 6 年度からの取組であり、十分な周知ができていない現状があります。 ・こどもの権利擁護の取組については、計画案にも記載のとおり、児童養護施設や里親等へ措置される場合の意見聴取等措置や、措置されているこどもへの意見表明等支援などの取組のほか、「子どもの権利ノート」の活用など、こどもへの支援を通じて、こども自身がこどもの権利について知る機会の確保に努めていくこととしております。 ・児童福祉審議会への意見の具申についても、こうした取組の中で着実に周知してまいります。
5	第 4 章 (P11～)	専門里親の少なさが気になります。養育の難しいこどもさんを預かると教育機関、医療機関との連携、特性への対応など里親の養育力が必要となります。里親の量の確保に合わせて質（専門性）の確保も求められると思います。例えば、専門性のある施設でも研修を受けることができるなど、養育の難しいこどもへの対応を具体的に学ぶことができれば良いと思います。	④	・現状、専門里親の組数は少ない状況となっておりますが、フォスタリング業務の実施を通じて、まずは、目標とする里親組数の確保に努めるとともに、専門里親を希望される方へのサポートや、専門性の向上のための研修を実施してまいります。

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する対応・考え方	
			対応	考え方
6	第4章 (P11～)	家庭での養育が困難な子どもに対する里親優先の方針は、今後も推進され、具体的な数値目標を掲げることも必要だと思うが、分析・検証がどの程度できたうえで数値設定なのか分からないため、里親への委託率（75%、50%）の設定が現実的なのかという疑問が拭い去れない。 特に、学齢期のこどもの委託については、多くの事例が困難事例であり、里親の養育力を考えた場合、「養育者のたらいまわし現象」が起きないかという点が危惧される。国の方針に沿わないような設定は困難だと思うが、この5年間の里親委託事例の分析・検証を行い、数値目標とは別の現場の実態を踏まえた委託・措置に活かす等のやり方も必要ではないか。また、県内の社会的養護の関係団体等、特に現場サイドの共有や連携強化が必要であるように思う。	②、③	- 計画案に記載のとおり、里親等委託率については、こども家庭庁支援局長通知において、「全ての都道府県等において、令和11年度末までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい」と示されています。この通知を基に、本県を含め多くの自治体が当該里親等委託率を目標に設定する予定です。 - その上で、個々のこどもの措置（委託）先については、児童相談所において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえ、こどもの最善の利益の観点から、アセスメントを行い決定するものであり、里親等委託率の目標達成のために機械的に措置が行われるものではありません。また、その旨を計画案にも明記しております。 - ご意見のとおり、事例の検証を行い、支援の現場の皆様との意見も交わしながら、本計画の取組の推進に努めてまいります。
7	第4章 (P11～)	施設の高機能、多機能化に向けて、行政（県関係部署や市町村のこども家庭センター等）が関係機関の橋渡し役となり、施設間や専門職同士の横のつながりを持たせるような施策が打ち出せれば良いと感じる。	③	- 本計画に記載の各種取組の実施にあたっては、児童福祉施設や児童相談所、市町村などの連携が前提となっているものも多く、各取組を通じて、関係機関間の相互の連携が強化・深化されることを目指しているものです。 - ご意見のとおり、県としましては、引き続き、関係機関の連携につながる取組を進めてまいります。
8	第4章 (P19)	計画案では「施設養育を必要とするこどもを受け入れできる施設定数を確保する」と示されているが、令和7年度より小規模グループ（本体施設）加算の定数が6名に固定されることから、措置されるべき児童が入所を断られるケースが出ることが危惧される。	④	「小規模グループケア」は、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成17年3月30日付け雇児発第0330008号）」において定員が規定されており、令和元年10月31日以前に指定された小規模グループケアの緩和措置が令和6年度で終了し、児童養護施設の場合は定員が6名（分園型小規模グループケアについては4人以上6人以下）となります。 - 計画案にも記載のとおり、平成28年改正児童福祉法において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において養育することが適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう示されており、そうした環境整備のため、施設の小規模かつ地域分散化を推進しているものです。 - 県としましては、引き続き、社会的養護を必要とするこどもの受け入れに向けた環境整備に努めてまいります。

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する対応・考え方	
			対応	考え方
9	第4章 (P19)	各分野で人材不足現象のなか、児童福祉分野の人材確保・育成について、具体策があるのか。各法人・施設任せの現状では、なかなか困難なように思う。	③	・計画案に記載のとおり、児童福祉施設については、専門職員配置加算や処遇改善加算の活用促進による施設職員の人材の確保及び、児童相談所が行う研修への参加の働きかけ等による人材の育成に向けた取組を進めているところです。また、上記以外にも、産休等代替職員や、児童指導員等を目指す方の雇用に係る経費に対する補助を実施しています。 ・国（こども家庭庁）においても、「社会的養護魅力発信等事業」として、児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に向けた取組を実施しています。また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として「社会的養護施設における人材確保と効果的な人材育成・定着に関する調査研究」が行われております。 ・県としましては、調査研究結果等も参考にしながら、引き続き、人材確保・育成等の取組に努めてまいります。
10	第5章 (P22～)	国の策定要領（3）の②では、「市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組」の計画策定に当たって2項目の留意事項が示されているが、そのうちの一つである「母子生活支援施設の体制整備・活用促進について」に関しては、計画案 P23 以降の「地域の現状」及び P27 の「高知県における取組の方向性」のいずれにおいても全く記載されいない。 妊産婦に関する項目では丁寧に触れてるが、国の策定要領に記載されているように、母子生活支援施設はDV被害のほか、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対し支援を行う施設であること（いわゆる本来の業務）について触れるとともに、市町村に対して幅広く活用を促すような表記ができないか。	①	・ご意見を踏まえ、P23 の記載内容を以下のとおり修正します。 (原案) 同施設は社会的養護関係施設… (修正) 同施設は<u>DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設であるとともに、社会的養護関係施設…</u> ・なお、市町村への活用促進に関しては、P27 に記載しております。
11	第5章 (P22～)	里親の多様化、養育里親は実親子の交流に積極的に関与するのが良いと思うが、措置期間が長いと子どもへの影響についても考えるところ。	③	・代替養育を必要とする子どもへの支援については、パーマネンシー保障の観点から、児童相談所において、個々の状況に応じた必要な判断・支援を行っているところですが、保護者等との交流の実施や、家庭復帰が望めず長期措置の可能性がある場合の対応においては、児童福祉施設や里親との連携が重要となります。 ・ご意見も参考とさせていただき、引き続き、代替養育を必要とする子どもへの支援の充実に努めてまいります。

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する対応・考え方	
			対応	考え方
12	第6章 (P31～)	毎年40名程度の措置解除者の自立状態が気になる。制度が整ってきて進学者も増え真面目に勉学に励めばよいが、そうはなかなかいかない。 高知県社会福祉協議会の貸付事業は借金になることの意識を持つことは必要である。給付型も成績不振では打ち切りとなる。 修学していなくてもニーズに応じて利用できる児童自立生活援助事業は困っているこどもの助けになると思う。自立してどうなったのか、連絡は続けられているのかについても気になる。	④	- 社会的養護経験者等の自立支援については、令和4年改正児童福祉法により様々な支援が制度化されました。県としましても、自立生活援助事業の確保、社会的養護自立支援拠点事業の活用促進に努めてまいります。 - 個々の状況によって必要な支援は異なりますが、社会的養護下のこども達が自立後もつながりを感じられ、必要な支援につながるができるよう、引き続き、関係機関が連携した自立支援の推進に努めてまいります。
13	第6章 (P34)	社会的養護自立支援拠点事業の実効性を高めるため、県と事業受託者との協議をさらに深めるとともに、事業の意義や役割等について関係機関等に対して積極的な周知が必要だと感じる。	③	- 社会的養護自立支援拠点事業については、令和6年4月の事業開始当初から、関係団体に対する事業説明や、事業の実施を通じて各施設等に対する事業の活用促進等を図ってまいりました。 - ご意見のとおり、本事業の実効性がより一層高まるよう、引き続き、関係機関等への周知をはじめ本事業の活用促進等に努めてまいります。
14	第6章 (P35)	本計画内にて唐突感のある「社会的養護自立支援協議会」についてどういった組織なのか説明が必要では。	①	・ご意見を踏まえ、P35の記載内容を以下のとおり修正します。 (原案) …、社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備… (修正) …、<u>児童相談所や児童福祉施設、里親、自立支援機関等の関係機関が協議を行う場である社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備</u> …